



関西圏等消費者交流事業（モニターツアー及びオンラインツアー） 公募型プロポーザル募集要領

令和5年3月14日 福島県

福島県（以下「県」という。）が実施する関西圏等消費者交流事業（モニターツアー及びオンラインツアー）（以下「本業務」という。）に係る契約の候補者（以下「契約候補者」という。）の選定に当たり、この公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき公募型プロポーザルを実施する。

1 公募型プロポーザル対象業務の概要

- (1) 業務件名及び数量 関西圏等消費者交流事業（モニターツアー及びオンラインツアー）一式
- (2) 業務の仕様等 別添の【業務仕様書】のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年2月29日まで
- (4) 委託契約額の上限 21,388千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 留意事項 本事業は、令和5年度予算として執行するものであるから、事業は国及び県の予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに確定する。

2 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県生活環境部消費生活課（消費生活センター） 担当：長谷川
所在地 〒960-8043 福島県福島市中町8番2号（自治会館1階）
電話番号 024-521-7180（直通）
FAX 024-521-7982
電子メールアドレス syouhi@pref.fukushima.lg.jp

3 公募型プロポーザル参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 福島県消費生活センターでの打合せ等に迅速に対応できる法人又は個人とし、福島県内に本店または支店を有する者とする。
なお、本業務においては、企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、2以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう。）は認めない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規程による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の

申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でない者。

- (7) 公募型プロポーザル実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

- (8) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 説明会について

今年度は、本業務に関する説明会は行わない。

5 実施のスケジュール

- (1) 募集要領等に関する質問書受付期間

公告日から令和5年3月16日（木）午後5時まで

- (2) 質問書に対する回答期限

令和5年3月17日（金）

- (3) 公募型プロポーザル審査委員会参加申込書の提出期限

公告日から令和5年3月20日（月）午後5時まで（必着）

- (4) 参加資格の通知

令和5年3月22日（水）より発送

(5) 企画提案書の提出期限

令和5年3月22日（水）から令和5年3月28日（火）午後5時まで（必着）

(6) 公募型プロポーザル審査委員会

令和5年3月30日（木）

6 公募型プロポーザルに関する手続き

(1) 公募型プロポーザル参加に係る書類の入手

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、福島県生活環境総務課のホームページ（専用サイト）からダウンロードし、入手するものとする。URLは次のとおり。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/nyu-satsu.html>

(2) 参加申込書の提出（必須）

参加者は、【様式1-1 参加申込書】を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 **令和5年3月20日（月）午後5時（必着）**

イ 提出方法 担当課に持参又は郵送で提出

(ア) 持参する場合は、提出期限まで（ただし、祝日、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(イ) 郵送する場合は、書留郵便により、提出期限までに到着するように送付すること。

ウ 留意事項

提出期限までに参加申込書を提出しなかった者は、以降の公募型プロポーザル手続きに参加できないものとする。

(3) 参加資格審査

県は、参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和5年3月22日（水）以降参加者へ通知するものとする。

(4) 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問は、【様式A 募集要領等に関する質問書】により受け付けるものとする。

ア 受付期間 **令和5年3月16日（木）午後5時（必着）まで**

イ 提出方法 原則として電子メール又はFAXにより担当課に送付すること。

なお、いずれの場合も、送信した旨を担当課に電話連絡すること。

ウ 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、専用サイトに掲載する。

なお、個別の回答は行わない。

エ 回答期日 令和5年3月17日（金）まで、随時回答を行う。

(5) 企画提案書等の提出（必須）

参加者は、別添の【企画提案書作成要領】で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

ア 持参する場合の提出方法

令和5年3月22日（水）から令和5年3月28日（火）まで（ただし、祝日、

土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までに担当課に提出すること。
イ 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案書在中」と朱書きして、配達証明付書留郵便（福島県生活環境部消費生活課長宛、親展）で**令和5年3月28日（火）午後5時（必着）**までに担当課に到達するように送付すること。

ウ 留意事項

企画提案書等は参加届出書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(6) 企画提案が失格となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを失格とする。

ア 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 参加届出書を提出しなかった者又は参加届出書に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 1(4)に示す委託契約額の上限額を超える提案

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

カ その他、公募型プロポーザルに関する条件に違反した提案

キ プロポーザルの委員または関係者に企画提案書に対する援助を直接または間接的に求めた者が提出した企画提案書

7 契約候補者の決定方法について

(1) 企画提案の審査

企画提案の審査は、別途設置する「関西圏等消費者交流事業（モニターツアー及びオンラインツアー）公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

(2) 契約候補者の決定

審査委員会では、先に提出した企画提案書等に基づき、参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた提案者及び次点者を特定するものとする。

県は、審査委員会からの報告を基に、契約候補者及び次点者を決定するものとする。

(3) 審査委員会（プレゼンテーション）

ア 開催日時及び会場

審査委員会を開催する日時及び場所については別途参加者に通知する。

【予定】日時：令和5年3月30日（木）終日（時間は参加者毎に指定する。）

場所：福島県消費生活センター研修室（福島県自治会館1階）

イ 所要時間

15分以内の説明と10分以内の質疑を実施する。

ウ 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

審査項目		評価の視点	配点	傾斜
業務遂行能力		モニターツアーの執行体制（ツアー同行スタッフ、事前準備及びトラブル発生時の対応体制）は十分か。	5点	×1
		オンラインツアーの執行体制（システム機器操作スタッフ、動画作成体制及び県産品発送体制）は十分か。	5点	×1
		実施までのスケジュールは妥当か。 （スケジュールに無理はないか）	5点	×1
企画提案内容	業務理解	「食の安全・安心」に対する現状認識は適切か。	5点	×1
		県の意図を十分理解した取組方針であるか。 （県の意図：参加者の理解促進→拡大）	5点	×1
	実施内容	参加者の募集方法は適切か。	5点	×1
		風評払拭に効果的な説明が出来る者の人選は適切か。	5点	×1
		オンラインツアーの県産品は参加者が魅力的と感じられるものになっているか。	5点	×1
		モニターツアーの訪問先は参加者が魅力的と感じられるものになっているか。	5点	×1
		ツアー中における参加者への的確な指示や参加者と生産者等の交流促進などスムーズな進行に配慮されているか。	5点	×2
	理解促進の手法	参加者が「食と放射能」について理解が深まる提案であるか。（参加者が効果的に学べる工夫があるか。）	5点	×2
		参加者から、他の消費者へ正しい情報が波及するための工夫は効果的か。（情報発信力は十分か。）	5点	×2
		ツアー後に本県産食品の消費拡大や実際の来県につながることを期待できるか。（事業の効果が一過性でないか。）	5点	×2
独創性	事業を実施する上で、特徴ある提供項目はあるか。それは魅力的か。	5点	×2	
予算の妥当性	経費積算に優位性があるか。（計上項目に漏れがなく、妥当な金額であるか。安価過ぎないか。）	5点	×1	
			100点	

エ 評価方法

- (ア) 審査項目ごとに評価点を付す。
- (イ) 評価基準は、次のとおりとする。
 - 5点：優れている
 - 4点：やや優れている
 - 3点：普通
 - 2点：やや劣る
 - 1点：劣る

オ 契約候補者の選定

- (ア) 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を契約候補者（単独随意契約の予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。
- (イ) 評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の70%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。（100点×5人×70%＝350点）
- (ウ) 得点の最も高い者が2人以上あるときは、審査委員会において再協議し、契約候補者及び次点者を選定する。

(4) 参加者への審査結果の通知

ア 審査の結果は、審査委員会参加者全員に通知する。

なお、契約候補者とならなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

イ 審査結果を生活環境部生活環境総務課のホームページに掲載する。

なお、掲載する内容は、次のとおりとする。

- (ア) 業務名
- (イ) 業務の概要
- (ウ) 履行期間
- (エ) 公示期間
- (オ) 審査委員会審査日
- (カ) 契約候補者
- (キ) その他必要な事項

8 公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

参加届出書を提出した者が、公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、【様式1-2 参加辞退届】を担当課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

9 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本業務の業務仕様書は契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 公募型プロポーザルの公正確保について

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、公募型プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、契約候補者の決定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロポーザルに参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 その他

- (1) 公募型プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (2) 参加者が県に提出した書類は返却しない。
- (3) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする。